

介護保険施設等における居住費の負担限度額・基準費用額が変わります

施設入所などにかかる費用のうち、居住費と食費は原則自己負担ですが、住民税非課税世帯の方は、申請により負担が軽減されます。

8月から、負担限度額(1日当たり)のうち、居住費と基準費用額が変わります。

基準負担額(1日当たり)

ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	食費
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	1,445円

※この金額は基準ですので、実際の費用は施設により異なります。

※()内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用したときのものです。

令和6年8月からの利用者負担段階と負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階			居住費等				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・世帯全員(別世帯の配偶者を含む。) が住民税非課税で、老齢福祉年金 受給者 ・生活保護受給者	かつ、預貯金等が 単身の場合 1,000万円以下 夫婦の場合 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。) が住民税非課税で、合計所得金額＋年 金収入額(非課税年金を含む。) が80万円以下の人	かつ、預貯金等が 単身の場合 650万円以下 夫婦の場合 1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。) が住民税非課税で、合計所得金額＋年 金収入額(非課税年金を含む。) が80万円超120万円以下の人	かつ、預貯金等が 単身の場合 550万円以下 夫婦の場合 1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。) が住民税非課税で、合計所得金額＋年 金収入額(非課税年金を含む。) が120万円超の人	かつ、預貯金等が 単身の場合 500万円以下 夫婦の場合 1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※()内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用したときのものです。

図福祉課介護班 ☎84-1257

横芝光町ゲートキーパー養成講座を開催します

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと
です。大切な人を支えるために受講してみませんか？

とき 午後2時～3時30分

ところ 健康づくりセンター「プラム」

内容

○1日目 9月10日(火)

「近年の自殺統計より考える横芝光町の自殺対策と支援者の役割を考える」

講師：吉野 比呂子氏(昭和女子大学非常勤講師・精神保健福祉士)

○2日目 9月20日(金)

「自殺対策で活用できる社会資源を知る」

講師：赤堀 久里子氏(中核地域生活支援センターさんネット・精神保健福祉士)

○3日目 9月28日(土)

「仕事したいのに出られない ～ひきこもりの実態と対応について～」

講師：ここからクリニック 佐多 範洋氏(精神科医師)

対象者 横芝光町及び近隣に在住、在勤の方

定員 各回30人程度

参加費 無料

申込方法 氏名、住所、年齢を、電話・ファックスまたはメールにて、事前にお申し込みください。

図画特定非営利活動法人リンク

☎0475-77-7531 ☎0475-77-7538 ✉info@npo-link.jp

